

規約等審議委員会規程

制定 1999年6月1日

改定 2013年7月28日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県スキー連盟（以下SAKという。）の定款第3条に基づく目的達成、事業運営に関して、必要な諸規程及び施行細則等の整理、充実を図るために、規約等審議委員会（以下委員会という。）を設ける。

(業務)

第2条 委員会は常設とし、理事会が諮問したSAKの運営に係る規約、規程等の制定並びに改廃について審議し、理事会に答申するものとする。

(構成)

第3条 委員会は各加盟団体の推薦のあった委員を以って構成する。ただし、必要に応じて会長が推挙する学識経験者を若干名加えることができる。

2 委員の推薦は、各ブロック3名以内とする。ただし、県央、湘南、県西ブロックにあっては、同一加盟団体から2名以上の委員を選出することは出来ない。

(委員長、副委員長、及び書記)

第4条 委員会は委員長1名、副委員長2名以内を互選で選出する。

2 委員長は委員会の議長を司り、業務を執行する。

3 副委員長は委員長を補佐する。

4 書記は事務局とする。

(招集および成立)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が召集する。ただし、初回の招集は会長がこれを行う。

2 委員会は委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委任は、理事会、評議員会に準じて、認めないものとする。

3 前項については同一案件の審議の場合はこの限りではない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、理事の任期と同一とする。

2 委員の交代は各加盟団体の届け出により行い、至近の理事会で承認する。

3 交代した委員の任期は、残任期間とする。

(運営)

第7条 委員会は、合議によって処理するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。